

豊田市 PCB による環境汚染事故等に係る 危機管理マニュアル

1 目的

このマニュアルは、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「JESCO」という。）豊田PCB廃棄物処理施設（以下「処理施設」という。）において、PCBの外部漏洩、爆発・火災等が発生し、周辺的生活環境に重大な被害が及ぶおそれが生じた場合に、迅速かつ安全に周辺住民の避難活動を行うため、関係者の役割や連絡体制等について、必要な事項を定めるものとする。

2 組織体制

市の組織体制は、次の表のとおりとする。

なお、震災等が発生し、業務継続計画（BCP）の部門別行動計画（以下「BCP計画」という。）が実行されている場合は、BCP計画に定めるところによるものとする。

部 署	所 管 事 務
環 境 部	<ul style="list-style-type: none">・ J E S C Oからの通報窓口、情報収集に関すること。・ P C B等有害物質の汚染拡大防止、周辺モニタリング調査、汚染物等の回収に関すること。・ 環境汚染対策に関する庁内調整会議[※]への情報提供、運営に関すること。
災 害 対 策 本 部 (事務局：社会部)	<ul style="list-style-type: none">・ 災害対策本部の設置及び運営（情報収集、避難所開設、避難誘導、報道発表等）に関すること。
消 防 本 部	<ul style="list-style-type: none">・ 消防活動に関すること。

※ 健康被害や風評被害等、事後に発生する事象への対応については、「環境汚染対策に関する庁内会議」で対応を検討するものとする。

「環境汚染対策に関する庁内会議」構成委員は次のとおり

環境部環境保全課（事務局）・廃棄物対策課、健康部保健衛生課・感染症予防課・地域保健課、産業部農政課・農地整備課、建設部河川課・地域建設課、学校教育部保健給食課、消防本部予防課、上下水道局上水運用センター

3 処理施設における防災対策

市は、JESCOが別途定めている「豊田PCB廃棄物処理施設における事故・トラブル発生時の報告・公表基準（別添1）」に従い、JESCOから事故等の通報を受けた場合は、市が別途定めている「豊田PCB廃棄物処理施設における事故・トラブル発生時の情報提供・対応基準（別添2）」に従い、対応するものとする。

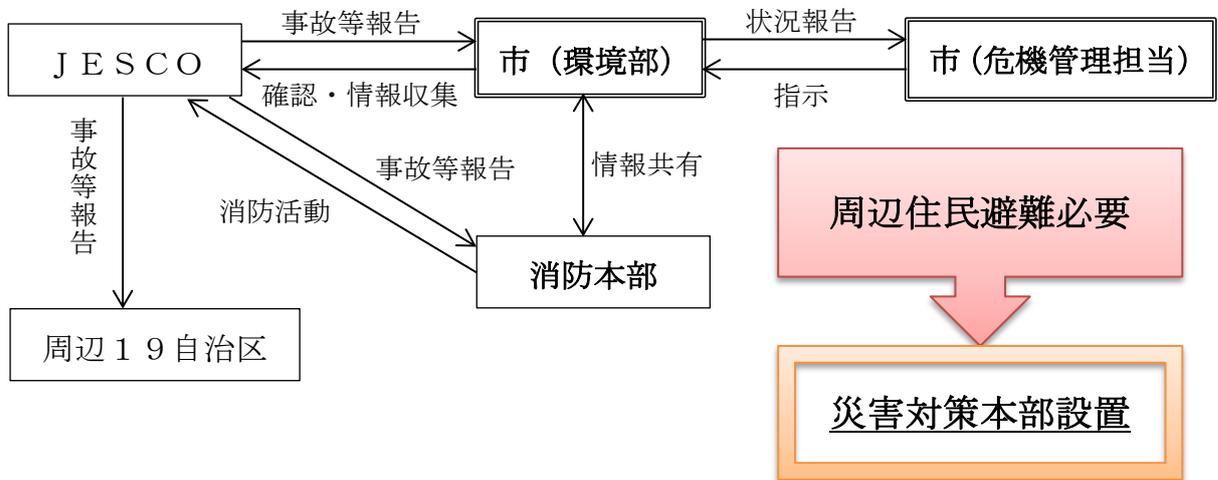
市は、事故等の状況の確認の結果、周辺住民が避難（自宅等屋内待機含む。以下同じ。）する必要がある場合は、災害対策本部を設置し、災害対策本部の指示のもと、対応するものとする。

4 連絡体制

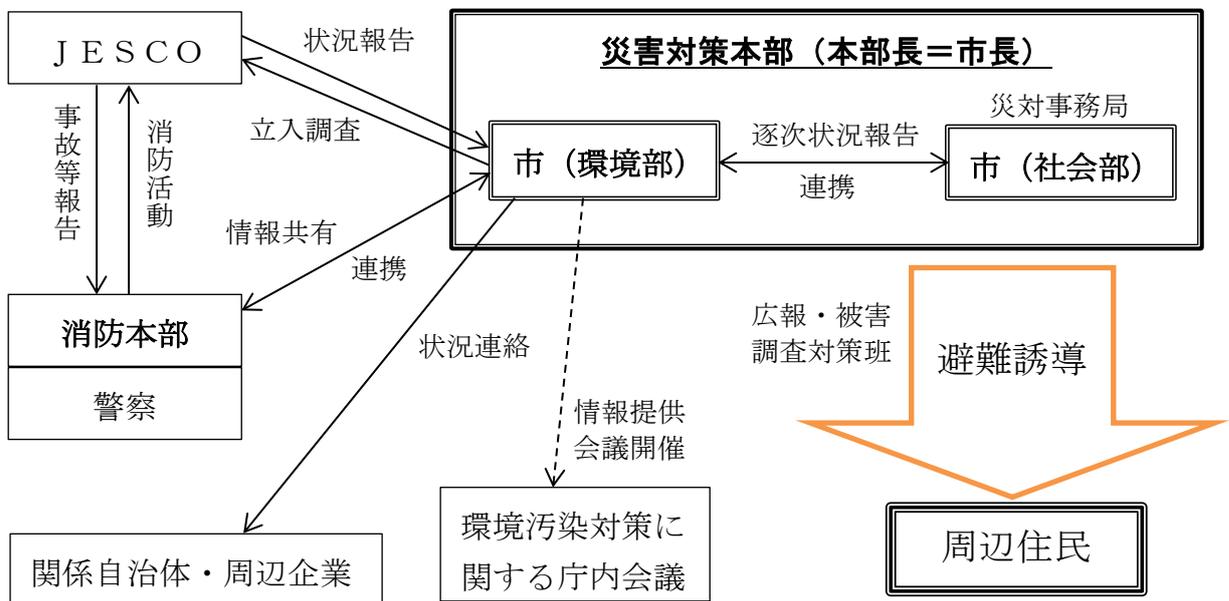
(1) 事故等発生時の連絡体制

事故等発生時の連絡体制は、次の図のとおりとする。

【初動連絡体制図】



【災害対策本部設置時連絡体制図】



消防本部によって消防警戒区域が設定された場合は、消防現場指揮本部において消防本部及びJESCOと情報共有するものとする。

(2) 関係自治体等への連絡

災害発生時における関係自治体等の緊急連絡先は次表のとおりとする。

関係自治体	電話番号	備考
愛知県（資源循環推進課）	052-954-6237	広域協議会※事務局
愛知県（水地盤環境課）	052-954-6222	県内水域突発事故事務局
愛知県豊田加茂建設事務所	0565-35-9319	河川管理者
〃（夜間・休日）	0565-35-1311（代）	
刈谷市（全日）	0566-23-1111（代）	逢妻男川下流自治体
知立市（全日）	0566-83-1111（代）	

周辺企業	電話番号	備考
トヨタ自動車(株)		隣接事業者
大豊工業(株)		

※ PCB廃棄物処理に係る東海地区広域協議会

5 関係者の対応

各関係者の発災直後から事態収束までにおける対応（役割）は、次のとおりとする。

(1) 発災直後

【環境部】

・ 情報収集

J E S C Oからの事故発生の連絡を受け、直ちに現場確認を行うとともに、現場で得た情報を、市（危機管理担当、災害対策本部等）に逐次報告する。

・ 災害対策本部の設置を要請

J E S C Oからの連絡又は現場確認の結果、**周辺住民の避難が必要と判断される場合は**、災害対策本部の設置を要請する。

・ 逢妻男川下流域の自治体、河川管理者、周辺企業への連絡

関係自治体や周辺企業へ連絡する。

・ 周辺環境モニタリング

P C Bの外部漏洩の状況に応じ、周辺環境大気又は河川水質のモニタリングを実施する。

ただし、J E S C Oが周辺モニタリングを実施する場合は、この限りでない。

【災害対策本部】

・ 災害対策本部の設置・運営

市長は、環境部又は消防本部の要請で災害対策本部を設置（事務局：社会部）し、運営する。

・ 周辺住民の避難誘導

広報・被害調査対策班により、周辺住民の避難誘導を実施する。

【消防本部】

- ・ 消防活動の実施

PCB廃棄物処理施設等における消防活動要領に基づき、消防活動を実施する。

(2) 収束時期

【災害対策本部】

- ・ 災害対策本部の解散

事態が収束したことを確認し、避難所を閉鎖、災害対策本部を解散する。

【環境部】

- ・ 協定に基づく施設停止の指示

必要に応じて、JESCOに対して「PCB処理における安全性及び環境保全性の確保に関する協定書」第4条第2項の規定に基づき、安全が確保されるまでの間、施設の停止を指示するものとする。

- ・ 安全監視委員会（同作業部会）の開催

JESCOが実施する事故の原因究明、再発防止対策等について意見を聴くため、安全監視委員会（同作業部会）を開催する。

- ・ 環境汚染対策に関する庁内会議の開催

環境汚染対策に関する庁内調整会議を開催する。

- ・ 周辺19自治区への情報提供

周辺モニタリングの結果、市の対応状況等について、周辺自治区へ逐次情報提供する。

ただし、JESCOが情報提供する場合は、この限りでない。

【消防本部】

- ・ 事故・火災の原因調査

事故・火災の原因調査を行う。

関係者に対して、必要な指導を行う。

【安全監視委員会（同作業部会）】

- ・ 市へ意見

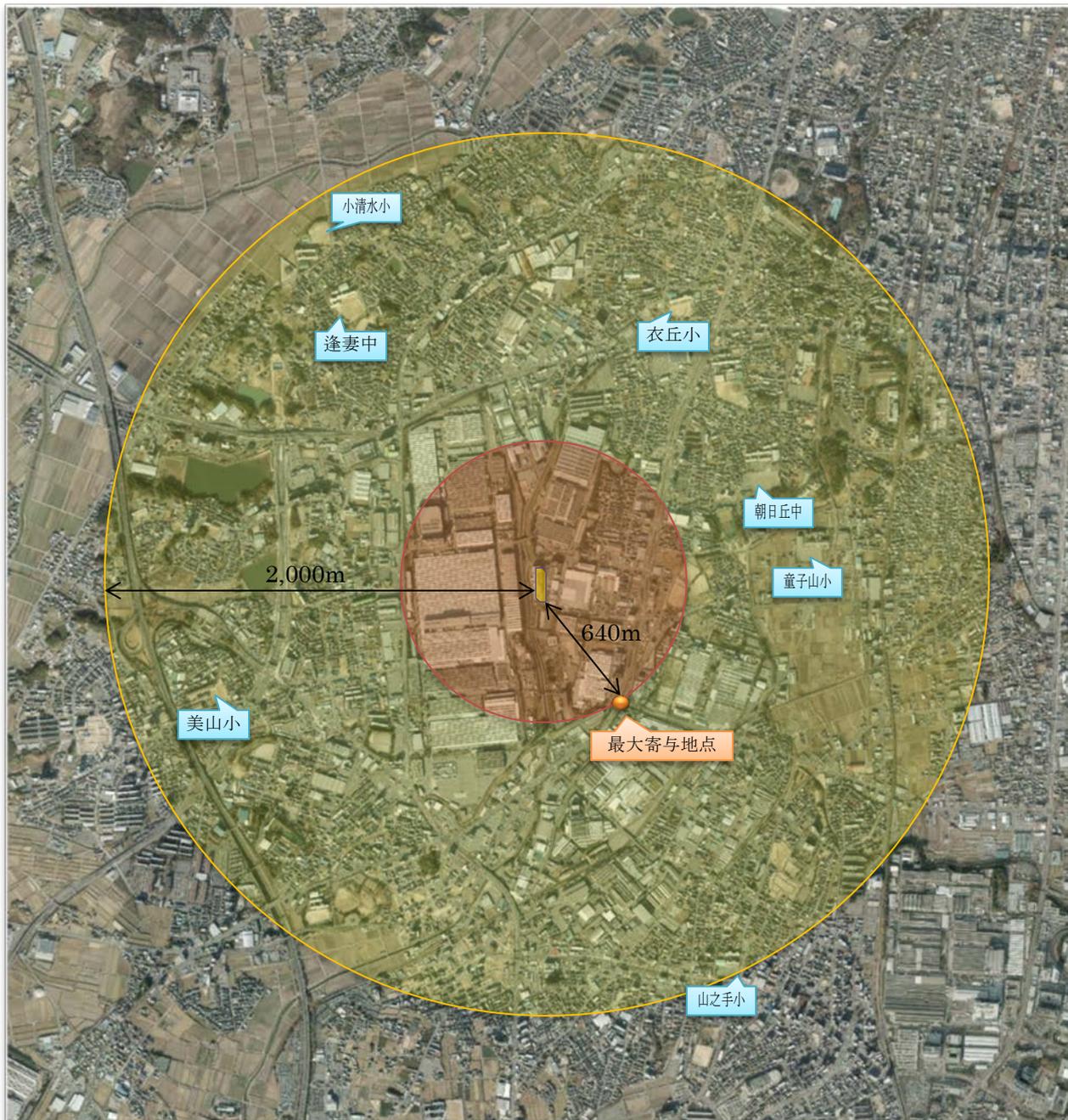
豊田市PCB処理安全監視委員会設置要綱に基づき、JESCO、市から事故等の説明を受け、施設等の確認を行うとともに、JESCOが実施する事故の原因究明、再発防止対策等について確認し、必要に応じて市に意見を伝える。

6 避難指示

住民避難については、処理施設において爆発や大きな火災が発生した時以外は、窓を閉めた屋内に待機するものとする。ただし、地震の影響等で処理施設周辺の建物が倒壊又は倒壊のおそれがある場合は、避難所への避難を指示する。

避難指示については、風向き等を考慮し、風上側又は風横側の避難場所を選定する。風向きは、中部大気測定局の他、現場周辺の吹き流し等を参考にするものとする。なお、施設から約2 km以内にある避難所は、下図に示す7か所である。

【災害発生時避難所開設場所位置図】



●…産業廃棄物処理施設設置許可申請時生活環境影響調査結果におけるPCB最大寄与濃度出現地点

7 その他

(1) 現場確認時の携行品

現場確認に出動する職員は、J E S C Oから受けた事故情報を基に、必要な保護具（「PCB廃棄物の処理作業等における安全衛生対策要綱（平成17年労働基準局）」別表1に定めるものに限る。）等を携行する。

PCB又はベンゼン若しくはSD剤が外部漏洩している場合は、回収用具及びサンプリング用具も携行していくこと。

【必要な装備一覧】	
	<ul style="list-style-type: none">・ 保護具（化学防護服、化学防護手袋、化学防護靴、全面又は半面防毒マスク、保護眼鏡、活性炭入マスク）、ビニールテープ・ 着脱した保護具を入れるビニール袋
サンプリングが必要な場合	<ul style="list-style-type: none">・ サンプリング用具（採水ビン、パストゥールピペット等）・ 検知管（ベンゼン）
PCB等の回収が必要な場合	<ul style="list-style-type: none">・ 流下防止対策用具（オイルフェンス、ロープ、胴長、はしご等）・ 回収用具（オイルマット、吸着剤、ビニール袋、大型ポリバケツ等）
へい死魚回収が必要な場合	<ul style="list-style-type: none">・ へい死魚回収用具（ビニール手袋、長靴、胴長、タモ網、とび口、ビニール袋、大型ポリバケツ等）



保護具装着例

(2) 携行書類

現場確認に出動する職員は、迅速な立入検査と確実な情報伝達を行うため、J E S C O処理施設における事故現場確認記録用紙（様式第1）、処理施設の処理施設各階の管理区分エリアの図面、排水経路図面等関係図面類、イエローカード抜粋（指針番号171 PCB）、周辺地図（周辺2km程度）を携行する。

(3) PCB汚染物の処理

使用した吸着マット、オイルフェンス及び土のう、PCBが付着した衣服及び装備品等は、適正に処理する必要があるため、J E S C Oに引き渡すものとする。

(4) 見直しの実施

市は、このマニュアルに定める事項が適切に機能するか、J E S C Oや周辺企業等と防災訓練を実施するなどして検証し、必要に応じてマニュアルを見直すものとする。

附 則

このマニュアルは、平成28年4月1日から施行する。

様式第1 (現場確認者用)

決定区分: C. D. E			
決定者	検討者		
J E S C O 処理施設における事故現場確認記録用紙			
立入年月日	(年 月 日 時 分 ~ 時 分)	立 入 者	
立 会 者			
事 故 概 要	(いつ・どこで・なにが・どうした・ケガ人の有無・施設の状況・避難の必要性・通行止めの状況等)		
消 防 隊 の 活 動 状 況	指揮隊長氏名 署 課 _____	活動状況 (指揮隊の位置、規制線の場所、放水の有無、水等消火剤の流出状況等)	
応急措置の 状 況			
指 示 事 項			
簡 易 測 定 結 果	項目： 場所： 時刻： 結果：	項目： 場所： 時刻： 結果：	
関係者への 連絡状況 (市又はJ)	<input type="checkbox"/> 消防本部 (課)	<input type="checkbox"/> 地元7自治区	
	<input type="checkbox"/> 豊田警察	<input type="checkbox"/> 逢妻男川流域12自治区	
	<input type="checkbox"/> 愛知県 (課)	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/> 知立市	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/> 刈谷市	<input type="checkbox"/>	
備 考			

イエローカード【抜粋】

品名	PCB (ポリ塩化ビフェニル) (液体)	国連番号	2315
イエローカード 指針番号	171 (低、中程度の有害物質)		
緊急措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急通報・連絡を行い、その指示に従う。 ・ 火災時は、可能であれば初期消火を行う。 ・ 漏洩時は、危険でなければ、吸収剤等で流出を防止する。 ・ 道路への標示、他の道路使用者、付近住民等への警告を行う。 		
緊急通報	<p>119 (消防署) 110 (警察署)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ いつ ○○時○○分頃 ・ どこで 豊田市細谷町3-1-1 中間貯蔵・環境安全事業(株)豊田PCB処理事業所 ・ なにが 「PCB……」 「建物……」が ・ どうした 飛散、流出しています/火災になっています ・ ケガ人は ケガ人が○○名います/ケガ人はいません ・ 私の名前は 豊田市○○課の○○です 		
処理施設 火災時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通報するとともに、消火設備で初期消火する。 ・ 危険であれば速やかに避難する。 ・ 可能であれば、PCB廃棄物を火災区域から移動する、容器を水で冷却する等の対策をとる。 ・ 可能であれば、消火用水を堰き止め、後で適切に処理する。 		
漏洩時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 漏洩物に触れたり、その中を歩いたりしない。 ・ 危険でなければ、漏れを止める。 ・ 堰き止めて吸引回収し、残留物は吸収剤で取り除き、漏洩場所から移動して、後で適切に処理する。 ・ 排水溝、地下室、あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。 		
暴露・接触時の 応急処置 いずれの場合も医 師の診断を受ける	蒸気吸入	新鮮な空気の箇所で安静にする。	
	皮膚接触	PCBに汚染された衣服を脱ぎ、水並びに石鹼水（アルカリ性の強いものは使用しない。）で洗浄する。	
	眼	多量の洗浄水で15分以上洗顔した後、3%のホウ酸水で洗顔する（コンタクトレンズを外す。）。	
	口腔内に入った場合	吐き出して水でうがいを繰り返す。 安静にする。	
事後処置	緊急処置が終了した後は、豊田市に状況報告を行う。		

※ 当カードは、「PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」（環境省）で例示されたイエローカードについて、処理施設で事故や火災が起きた場合に必要な事項を抜粋したものである。

平成28年4月1日 改訂
 中間貯蔵・環境安全事業株式会社
 豊田PCB処理事業所

豊田PCB廃棄物処理施設における事故・トラブル発生時の報告・公表基準

区分	対象事項	豊田市への通報・報告	公表
			JESCO
I	1 法基準又は協定値（以下「法基準等」という。）を超える濃度のPCB及びベンゼン（以下「PCB等」という。）の事業所建屋外への流出又はそのおそれがある場合	<ul style="list-style-type: none"> ・平日に発生した場合には、直ちに電話にて通報 ・その後、FAX又は電子メールにて事象概要を報告 ・夜間及び土日休日に発生した場合には、豊田市役所守衛室へ電話するとともに、廃棄物対策課へFAXにて事象概要を報告 注：夜間とは、18:00～8:00とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・速やかに報道機関へ資料提供 ・速やかに19自治区長へ報告又は説明 ・速やかに会社HPに概要を掲載 ・速やかに豊田事業部会各委員に報告するとともに、直近開催の豊田事業部会にて報告 ・直近発行の事業だよりにより概要を掲載 ・直近開催の豊田PCB処理安全監視委員会に報告
	2 PCB非含有油類（SD剤を含む。）の事業所敷地外への流出		
	3 生活排水、用役排水又は雨水以外の排水の公共用水域への流出により魚の大量へい死が発生（注1、2）		
	4 施設又は設備が破損し、周辺的生活環境に著しい影響を及ぼした場合		
	5 事業所内で火災発生（公設消防隊による消火）		
	6 労働災害による作業員等の死亡又は大きな傷病を負った場合（注3）		
	7 外部の訪問者等が死亡又は大きな傷病を負った場合（ただし、事業所の稼働と直接関係のない傷病等を除く。）		
II	1 法基準値等を超える濃度のPCB等の事業所建屋内での漏洩（オイルパンへの滴下等は除く。）	<ul style="list-style-type: none"> ・平日に発生の場合には速やかに、夜間及び土日休日に発生の場合には翌出勤日に電話、FAX又は電子メールにて事象概要を報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・遅滞なく豊田事業部会各委員に報告するとともに、直近開催の豊田事業部会にて報告 ・直近発行の事業だよりにより概要を掲載 ・直近開催の豊田PCB処理安全監視委員会に報告
	2 排気又は排水が法基準等を超えた場合（PCB等を除く。）		
	3 PCB非含有油類（SD剤を含む。）の建屋外への流出		
	4 生活排水、用役排水又は雨水以外の排水の事業所敷地外への流出		
	5 施設等のトラブル発生による1か月以上の施設停止（セーフティネット等の対策により周辺環境への影響なし）		
	6 事業所内で火災発生（消火器による自己消火）		
III	1 PCB非含有油類（SD剤を含む。）の事業所建屋内への漏洩（防油堤内への漏洩は除く。）	<ul style="list-style-type: none"> ・平日に発生の場合には速やかに、夜間及び土日休日に発生の場合には翌出勤日に電話にて通報 ・必要に応じてFAX又は電子メールにて事象概要を報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・遅滞なく豊田事業部会各委員に報告するとともに、直近開催の豊田事業部会にて報告 ・直近開催の豊田PCB処理安全監視委員会に報告
	2 生活排水、用役排水又は雨水以外の排水の事業所敷地内への流出		
	3 オンラインモニタリング計や漏洩検知器等の監視システムの異常（注4、5）		
	4 自然災害により施設被災（1週間以上の施設停止で、セーフティネット等の対策により周辺環境への影響なし）		
	5 作業員の労災事故（4日以上休業災害）が発生し、又は外部訪問者が傷病を負った場合		
IV	1 施設等のトラブル発生による1週間以上の施設停止	<ul style="list-style-type: none"> ・平日に発生の場合には速やかに、夜間及び土日休日に発生の場合には翌出勤日に電話にて通報 	・直近開催の豊田事業部会で報告
	2 作業員の労災事故（4日未満の休業災害又は不休災害）が発生した場合		・なし

注1：生活排水、用役排水及び雨水以外の排水は、PCB濃度が0.0005mg/L未満のものに限る。

注2：魚の大量へい死とは、明らかに自然状態に比べ大量の死魚が確認された場合

注3：大きな傷病とは、作業員の休業期間が1ヶ月以上の場合

注4：オンラインモニタリング計については、1週間以上の停止が見込まれる場合

注5：漏洩検知器については、検知システム全体の機能に大きな支障が発生した場合

豊田PCB廃棄物処理施設における事故・トラブル発生時の情報提供・対応基準

区分	対象事項	情報提供	対応・報告
I	1 法基準又は協定値（以下「法基準等」という。）を超える濃度のPCB及びベンゼン（以下「PCB等」という。）の事業所建屋外への流出又はそのおそれがある場合	<ul style="list-style-type: none"> 速やかに JESCO の報道機関配布資料を市議会議員へ情報提供する。ただし、閉庁時間に事故が発生した場合は、危機管理担当と協議して行うこととする。 市の対応状況について安全監視委員に適宜*情報提供する。 ※ 適宜（第一報、中間報告、最終報）以下同じ。 市の対応状況等について関係19自治区長へ適宜*情報提供する。 	<ul style="list-style-type: none"> 直ちに事故等の状況を確認するとともに、市長まで状況を報告する。 必要に応じて、協定書に基づく施設の停止を指示する。 周辺環境に影響がでる恐れが場合は、周辺モニタリングを実施する。ただし、JESCOが行う場合は、市は行わない。 速やかに安全監視委員会作業部会を開催する。 発生原因が判明し、JESCOにおける応急・恒久対策が決まり次第、速やかに安全監視委員会を開催し、市の対応を報告する。
	2 PCB非含有油類（SD剤を含む。）の事業所敷地外への流出		
	3 生活排水、用役排水又は雨水以外の排水の公共用水域への流出により魚の大量へい死が発生（注1、2）		
	4 施設又は設備が破損し、周辺の生活環境に著しい影響を及ぼした場合		
	5 事業所内で火災発生（公設消防隊による消火）		
	6 労働災害による作業員等の死亡又は大きな傷病を負った場合（注3）		
	7 外部の訪問者等が死亡又は大きな傷病を負った場合（ただし、事業所の稼働と直接関係のない傷病等を除く。）		
II	1 法基準値等を超える濃度のPCB等の事業所建屋内での漏洩（オイルパンへの滴下等は除く。）	<ul style="list-style-type: none"> 速やかに市幹部に情報提供する。 市の対応状況等について安全監視委員に適宜*情報提供する。 	<ul style="list-style-type: none"> 直ちに事故等の状況を確認する。 必要に応じて安全監視委員会作業部会を開催する。 直近開催の安全監視委員会で市の対応を報告する。
	2 排気又は排出水が法基準等を超えた場合（PCB等を除く。）		
	3 PCB非含有油類（SD剤を含む。）の建屋外への流出		
	4 生活排水、用役排水又は雨水以外の排水の事業所敷地外への流出		
	5 施設等のトラブル発生による1か月以上の施設停止（セーフティネット等の対策により周辺環境への影響なし）		
	6 事業所内で火災発生（消火器による自己消火）		
III	1 PCB非含有油類（SD剤を含む。）の事業所建屋内への漏洩（防油堤内への漏洩は除く。）	なし	<ul style="list-style-type: none"> 速やかに事故等の状況を確認する。 直近開催の安全監視委員会で市の対応を報告する。
	2 生活排水、用役排水又は雨水以外の排水の事業所敷地内への流出		
	3 オンラインモニタリング計や漏洩検知器等の監視システムの異常（注4、5）		
	4 自然災害により施設被災（1週間以上の施設停止で、セーフティネット等の対策により周辺環境への影響なし）		
	5 作業員の労災事故（4日以上休業災害）が発生し、又は外部訪問者が傷病を負った場合		
IV	1 施設等のトラブル発生による1週間以上の施設停止	なし	<ul style="list-style-type: none"> 遅滞なく事故等の状況を確認する。 直近開催の安全監視委員会で市の対応を報告する。
	2 作業員の労災事故（4日未満の休業災害又は不休災害）が発生した場合		

注1：生活排水、用役排水及び雨水以外の排水は、PCB濃度が0.0005mg/L未滿のものに限る。

注2：魚の大量へい死とは、明らかに自然状態に比べ大量の死魚が確認された場合

注3：大きな傷病とは、作業員の休業期間が1ヶ月以上の場合

注4：オンラインモニタリング計については、1週間以上の停止が見込まれる場合

注5：漏洩検知器については、検知システム全体の機能に大きな支障が発生した場合